

記入上の注意

この教育・保育給付認定申請書兼入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ市子ども福祉課又は施設（事業者）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
- 2 「障害者手帳等の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当受給）の有無について、該当するものを記入して下さい。
- 3 「1. 世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親及び同居している親族等の全員について記入し、「生活保護の適用の有無」、「ひとり親世帯の状況」、「世帯員の障がいの有無」の該当するものを○で囲み、その詳細について記入又は□にチェック（☑）して下さい。
なお、利用料の決定のために必要な書類をあわせて添付して下さい。
- 4 「2. 利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近いため等）を記入して下さい。
- 5 「希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。）
- 6 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
- (3) 疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
- (4) 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
- (5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (6) 求職活動 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
- (7) 就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合

（裏面）

- 7 「3. 保育短時間に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない理由があるとき」の欄は、該当する□にチェック（☑）し、「その他」にチェック（☑）した場合はその理由を記入して下さい。

（留意事項）

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知下さい。

教育・保育給付認定申請書 添付書類一覧

◆全ての方・・・ 保育所等入所（継続）に関する誓約書

◆下記事由に該当する方

事 由	提 出 書 類
令和 6 年 1 月 1 日現在、益田市以外で住民登録をしていた方 または 単身赴任の方	子ども福祉課がマイナンバー制度の情報連携に基づき、課税自治体から所得課税情報を取得します。（世帯状況によっては所得課税情報の確認ができる書類の提出を求められることがあります。）
未申告の方	令和 6 年度の市・県民税が未確定の方は、至急、申告を済ませて、課税証明書等を市に持参してください。市民税額が未確定の場合には、認定が保留されます。
海外赴任の方	益田市転入前が海外赴任などで日本に住所がなかった世帯は、昨年中の日本国外での総収入がわかる書類を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

※令和 7 年度 9 月以降の入所の場合、令和 7 年度の書類が必要となります。

◆保育所・認定こども園（保育部分）に入所希望の方 ※児童の両親それぞれに証明書類が必要です。

事 由	提出が必要な書類の内容	提 出 書 類
① 就労	① 会社員・自営業（個人事業主または専従者）・農漁業（個人事業主または専従者）などで就労中（予定）の方 ② 育児休業中から職場復帰予定の方	就労証明書 （育休から復帰の場合は、育児休業期間の記載が必要）
② 妊娠・出産	保育を必要とする理由が、妊娠・出産の方	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページ）
③ 疾病・障害	保育を必要とする理由が、病気・障害（保護者本人）の方	医師の診断書または身障・療育・精神保健手帳などの写し
④ 介護・看護	保育を必要とする理由が、同居または入院等している家族に対する介護・看護の方	医師の診断書または身障・療育・精神保健手帳などの写し
⑤ 災害復旧	災害などにより児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧のため保育できない方	罹災したことが分かる書類
⑥ 求職活動	就業に向けて求職活動（起業準備も含む）を行っている方	求職活動報告書、求職カード、雇用保険受給資格者証、失業認定申告書の写しなど
⑦ 就学	就学（職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む）している方	在学証明書、学生証、時間割などスケジュールが分かるもの
⑧ 虐待・DV	虐待や DV のおそれがある方	子ども福祉課に相談してください。
⑨ 育休継続	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である方	就労証明書 （育児休業期間の記載が必要）
⑩ その他	その他、上記と同様な状態であると市が認める場合	市が必要と認める書類

※上記のどれにも該当しない場合または判断できない場合は、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先： 益田市 福祉環境部 子ども福祉課 TEL：0856-31-1380（直通）